法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-02

<研究ノート>外国人家事労働者はなぜ増加したのか ： 先進国の多国間比較分析

伊藤, 善典 / ITO, Yoshinori

(出版者 / Publisher)
法政大学大原社会問題研究所
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
大原社会問題研究所雑誌 / The journal of Ohara Institute for Social Research
(巻 / Volume)
690
(開始ページ / Start Page)
50
(終了ページ / End Page)
66
(発行年 / Year)
2016-04-01
(URL)
https://doi.org/10.15002/00013118

■研究ノート

外国人家事労働者はなぜ増加したのか
――先進国の多国間比較分析

伊藤　善典

はじめに
1　外国人家事労働者の状況
2　「家事労働者」の需要につながる社会経済的要因
3　「外国人」の増加要因
4　国際比較の中の日本
おわりに

はじめに

近年，先進国では，高齢化等により介護ニーズが増加する中で，外国人家事労働者の増加が見られる。日本でも，国家戦略特別区域において，家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人家事支援人材の受入れを行っていくこととされている。そのきっかけとなった経済財政諮問会議の議論では，女性の活躍促進の観点から家事・育児負担の軽減が強調されたが，他の先進国では，家事労働者の仕事は育児というより，要介護高齢者の生活支援や身体介護である。育児支援では保育サービスの整備等が進められているが，介護保険は抑制の方向にあり，外国人労働者の導入はむしろ介護との関連で議論すべき課題と考えられる。ただし，先進国の全てで外国人家事労働者を活用しているわけではない。南欧や東アジアでは外国人家事労働者が多数働いているが，北欧では少ない。

それでは，国によってこのような違いが生じている理由は何であろうか。外国人家事労働者が多数働いている国では，その増加につながる社会経済的要因が存在するとともに，政策や制度が受入れを促進しているのではないか。本研究は，このような問題意識に立って，多国間比較により，先進国において外国人家事労働者が増加した共通の要因を抽出し，その一般化を図るとともに，日本の現在の立ち位置を確認することを目的とする。

外国人家事労働者については，各国への流入が活発化し始めた1990年代から，欧州を中心に多数の研究が行われてきた。それらの視点は，人権の保護，ケアレジーム，ジェンダー，増加要因の解明等であるが，本研究は最後の部類に入る。欧州では，Bettio et al.（2006）が南欧における「家

族モデル」から「家族の中の移民モデル」[(1)] への転換を明らかにし，その要因として，家族主義の強さ，女性就労の増加，寛大な現金給付等をあげた。Van Hooren（2008a）は，公的介護支出が小さいか，現金給付の使途に規制がない国では外国人労働者が多く，不法就労者の正規化（不法滞在者を合法化する措置）のような政策は，外国人労働者の流入の原因というより結果であると指摘した。他方，東アジアでは，安里（2006）等が家族主義や介護・労働制度との関係を指摘している。両地域の状況には似た面もあるが，異なる面もある。議論の一般化を図るためには，先進国全体を通じた分析が必要となるが，先行研究の多くは各国研究であり，比較はあっても欧州の少数国に限られ，地域を超えたものは少ない。このような状況は，比較可能なデータが少ないことと関係する。政府の公式データはないか，合法的就労のみである。ILO（2013）は世界の家事労働者数を報告したが，不法就労を含まず，データがない国もある。同報告は，家事労働は外国人労働者と密接に関係するが，その割合の信頼できる推計は困難であると言う。このため，統計データによる直接的な分析は難しいが，国際機関のデータを統一的な指標としつつ，多数の質的研究の成果を体系的に整理することにより，共通する要因を抽出することはある程度可能と考えられる。

分析に当たっては，外国人家事労働者を家事労働者と外国人労働者に概念上区別した上，それぞれの増加要因を考察する。家事労働者は，基本的には，家庭に雇用され，当該家庭の家事仕事を職業的に行う者（家事労働者の適切な仕事に関する条約）であり，家庭に住み込む者と通勤する者に分かれる。ただし，各国の統計上，家事労働者には，派遣会社に雇用される者も含まれることが多い（ILO，2013）。家事労働者には，執事，料理人，オーペア（ホームステイをし，報酬を受けながら育児を行う留学生）等も含まれ，ILO のデータ上，それらを区別することはできないが，介護を職務とする者と比べると，少数と考えられる。一般的には，家事労働者は，介護を職務とする場合であっても，単純労働者と位置付けられており，介護施設等で働き，技能があると認められる介護労働者とは区別されている。また，本研究における外国人は，外国生まれの者を指す。外国人労働者には，合法的就労者（合法的に入国かつ就労している者）と不法就労者（不法に入国又は就労している者）がいるが，家事労働を行うという点ではどちらも同じ機能を持ち，かつ，後者のウェイトが無視できないほど大きな国もあるため，外国人家事労働者の増加要因を分析するためには両者を合わせて見ていく必要がある。

分析の視点としては，家族主義を中心に置く。家族主義は多義的な用語であるが，Esping-Andersen（1999）は，最大の福祉義務を家族に割り当てる体制を家族主義的福祉レジームと呼んだ。日本では，宮本等（2003）が国家の家族に対する福祉の期待が高い国を家族中心的福祉レジームとし，落合（2013）は，ケア供給のパターンを示したケアダイアモンドのうち家族・親族部門が大きいものが家族主義レジームであるとした。新川（2011）も，脱商品化と脱家族化の程度が低い福祉レジームを家族主義レジームと位置付けた。これらを踏まえ，本研究では，家族に対し福祉の主たる責任を負うことを期待するレジームを家族主義レジーム（以下では単に「家族主義」と言う）とする。家族主義が強い国では，同居の親を介護できなくなったとしても，代わりに家事労働者を雇い，家庭内で対応することが予想される。家族主義は，様々な政策・制度を通じて，家事労

(1)「家族モデル」では，家族自身が高齢者を介護するのに対し，「家族の中の移民モデル」では，各家庭で雇用された外国人家事労働者が家族に代わって高齢者の介護を行う。

働者に対する需要，ひいては外国人家事労働者の受入れに影響を与えている可能性がある。

本研究の対象とする国は，外国人家事労働者の流入国で，かつ，一定の情報が得られる 22 の先進国である。もとより外国人労働者の移動については，受入国と送出国双方の要因を分析しなければ議論が完結しないが，後者については別途の観点からの研究が必要となるため，ここでは前者のみに絞った。このため，東欧諸国については，旧ソ連諸国等から家事労働者を受け入れている国が一部存在するものの，主として他の欧州諸国への送出国と位置付けられるため，対象としなかった。

1　外国人家事労働者の状況

ILO（2013）の推計では，2010 年の 18 先進国の合法的な女性家事労働者数は 260 万人であり，女性雇用の 1.3％を占める。1995 年の 287 万人（1.7％）から若干減少した。理由としては，低賃金の家事労働に従事しようとする国内出身者が減少したこと，家事労働者の代替である介護・保育サービスの整備が進んだこと等が考えられる。他方，1990 年代以降，グローバル化，ソ連崩壊，EU 拡大等を背景に国際労働移動が活発化し，南欧，ドイツ等に不法就労を含む外国人家事労働者が大量に流入した。合法的家事労働者は，例えば，スペインでは 75 万人（2010 年），イタリアでは 42 万人（2008 年）であるが，いずれも 1995 年から倍増し，その大半を外国人女性が占めている（ILO，2013）。

議論を行っていく上での便宜上，不法就労を含め，各国を外国人家事労働者の多寡によって区分すると［次頁表 1］，大まかな推計ではあるが[(2)]，A）外国人家事労働者が多いと考えられる国（人口比が 0.5％以上と考えられる国）は，ポルトガルを除く南欧，オーストリア，ドイツ，シンガポール，台湾であり，その存在が社会的議論となっている。B）比較的多いと考えられる国（人口比 0.1 ～ 0.5％程度と考えられる国）は，ポルトガル，フランス，ベルギー，北米，韓国であり，C）少ないと考えられる国（人口比 0.1％未満と考えられる国）は，イギリス，オランダ，北欧，オセアニアである。なお，ポルトガルについては，合法的家事労働者の数は多いが，大半がポルトガル人であり，不法就労者を含め，外国人家事労働者の人口比は小さいと考えられることから，B に区分した。また，イギリスについては，外国人家事労働者の多くは外交官等の帯同者であるため，C に区分した。結果として，女性雇用労働者に占める合法的労働者（国内出身者を含む）の割合も，A・B では大きい国，C では小さい国が並んだため，家事労働者全体としても，A・B では多く，C では少ないと考えることができる。なお，外国人家事労働者の多寡は，外国人人口比率とは関係していない。外国人が多数を占める不法就労の家事労働者は，欧州の大陸諸国で目立つが，東アジアやオセアニアでは不法就労者は少ない。

---

(2)　外国人家事労働者の人口比については，例えば，スペインの場合，表 1 から，合法的外国人家事労働者≒合法的家事労働者（75 万人）＊女性比率（91%）＊外国人比率（100%）＝ 68 万人，外国人家事労働者＝合法的外国人家事労働者／合法的就労比率（55%）＝ 124 万人，外国人家事労働者人口比＝外国人家事労働者／全人口（4727 万人）＝ 2.6％と推計することができる。他の国も，同様に推計。

表１　外国人家事労働者の状況

外国人家事労働者	国・地域	①ILOによる合法的な家事労働者（外国人を含む）[1]		②外国人家事労働者に関するその他の情報（主なもの）	③外国人の対人口比（%）（2008）
		女性雇用に占める割合（%）	人数等		
多い（A）	スペイン	8.4	家事労働者75万人の91%が女性で，ほとんどが外国生まれ（2010）	・家事労働者66万人のうち社会保障加入者は39万人（2012）[2] ・家庭に雇用された者の45%は不法就労（2012）[2]	14.2
	イタリア	4	家事労働者42万人の88%が女性,78%が外国生まれ（2008）	・家事労働者88万人のうち87%が外国生まれ（2011）[3]，要介護度の高い高齢者の36%が外国人を雇用[4] ・不法就労は65～100万人[5]。家庭に雇用された者の51%が不法就労[6]	7.4
	ギリシャ	4.8	家事労働者9万人の96%が女性（2009）	・家事労働者の85%が外国生まれ[7] ・不法就労は20万人（2007）[7]	6.5※
	オーストリア	0.5	家事労働者1万人の92%が女性（2009）	・家事労働者の32%が外国人（2011）[9] ・不法就労は3.5～17万人[10]	15.3
	ドイツ	1.1	家事労働者20万人の94%が女性（2009）	・不法就労を含め，家庭に雇用された100万人のうち，66%が外国生まれ（2008）[3]	12.9
	シンガポール	[22.9]	—	・高齢者世帯の14%で雇用（2011）[11] ・家事労働者19.6万人の94%が外国生まれ（2010）[12]	13.1※（2010）
	台湾	[4.4]	—	・重度の要介護者のいる世帯の過半数で雇用[13] ・外国人家事労働者は19.6万人（2011）[14]	2.5
比較的多い（B）	ポルトガル	7.2	家事労働者18万人の99%が女性（2008）	・家事労働者の大半はポルトガル人[8] ・不法就労は存在[8]	6.1
	フランス	4.1	家事労働者59万人の85%が女性，多数が外国生まれ（2009）	・家庭で働く家事従事者25万人の28%，介護従事者54万人の11%が外国生まれ（2010）[15] ・不法就労は存在[15]	8.6
	ベルギー	1.9	家事労働者4.2万人の91%が女性（2008）	・家庭が直接雇用する者は少ないが，サービスバウチャー会社に雇用されている家事労働者15万人のうち27%が外国生まれ（2011）[16] ・不法就労は存在[16]	13.5
	カナダ	0.9	家事労働者7.3万人の95%が女性（2008）	・育児･家事労働者の21%が外国生まれ（2002）[17] ・不法就労は存在[17]	19.4
	アメリカ	0.9	家事労働者67万人の91%が女性，多くが外国生まれ（2010）	・家庭に雇用された者の47%が外国生まれ（23%が不法就労）（2008）[18]	12.5
	韓国	1.5	家事労働者15万人の97%が女性（2008）	・家事労働者の16%が外国生まれ（2010）[12] ・不法就労は登録家事労働者の2～3倍[10]	1.8※
少ない（C）	イギリス	0.6	家事労働者14万人の61%が女性	・外交官等が帯同する外国人家事労働者1.5万人／年の94%が帰国[19] ・不法就労の情報なし[20]，ロンドンの不法就労割合は14%[10]	11

少ない（C）	オランダ	0.1	女性家事労働者5000人（2008）	・家事労働者の11%が外国生まれ（2008）[21] ・不法就労は少ない[5]	10.9
	デンマーク	0.3	女性家事労働者3600人（2007）	・住込みはいない[22]	7.3
	フィンランド	0.3	女性家事労働者4200人（2008）	・住込みはいない[22]	4.1
	ノルウェー	0.1	女性家事労働者1000人（2008）		10.3
	スウェーデン	—	—	・住込みはいない[22]	13.9
	ニュージーランド	0.2	女性家事労働者2100人（2008）	・家事労働者の33%が外国生まれ[23] ・不法就労は少ない[23]	22.3
	オーストラリア	0.1	女性家事労働者3600人（2010）	・少ない[24]	25.8
日本		0.1	女性家事労働者2.7万人（2005）	・外交官等が帯同する家事労働者1290人（2012）[25]	1.7※

（注）　③の ※ は外国籍の割合。

（出典）　①は［1］ILO（2013）。ただし，シンガポールと台湾は筆者推計。②は［2］Arango et al.（2013），［3］Carls（2012），［4］Shutes and Chiatti.（2012），［5］Van Hooren（2012），［6］Castagnone et al.（2013），［7］Di Santo and Ceruzzi（2010），［8］Wall and Nunes（2010），［9］Biffl（2011），［10］Schwenken and Heimeshoff（2011），［11］International Longevity Centre，［12］OECD（2012），［13］安里（2008），［14］台湾行政院労工委員会，［15］Condon et al.（2013），［16］Michielsen et al.（2013），［17］Bourgeault et al.（2009），［18］Passel and Cohn（2009），［19］UKBA，［20］Avista Consulting Ltd.（2009），［21］Geerts（2011），［22］SFI（2011），［23］Callister et al.（2009），［24］Hugo（2009），［25］法務省。③は OECD（2012）。ただし，シンガポールと台湾は政府統計。

2 「家事労働者」の需要につながる社会経済的要因

以上の状況を踏まえ，まず，家事労働者の需要に影響を与える社会経済的要因を分析する。具体的には，①家族主義と介護サービス，②女性就労，③高齢化が考えられる［p.56 表 2］。

第 1 に，家族主義及び介護サービスについて検討する。家族主義に属する国又はその要素が強い国として，Esping-Andersen（1999）はオーストリア，ドイツ，イタリア，日本，オランダ，ポルトガル，スペイン，フランス，ベルギー[(3)]を，新川（2011）は南欧と日本を，宮本等（2003）や落合（2013）は日本，韓国，台湾，シンガポールをあげたが，これらは概ね家事労働者が多い A・B に属する国である。表 2 を見ると，法的な親の扶養義務は，A・B にはあるが，C にはない。法的扶養義務は，伝統的な社会規範を踏まえて法制化され，短期には変化しない家族主義の強靭さを示すものと言える。実際にも，家族主義が強い南欧では家族が長時間介護を行うが，高齢者介護が社会化されている北欧では，介護したとしても短時間である。介護サービスとの関係では，介護施設利用割合や 1 人当たり支出は，一部を除き，A・B で小さく，C で大きい。介護サービスの未整備

（3）　Esping-Andersen（1999）は，フランスとベルギーの家族主義はそれほど強くないとしている。

は家族主義の強さが反映されており，家族主義が強い国では家族介護を前提に制度が構築されていると考えられる。

A・Bの国を個々に見ていくと，イタリアでは，家族の扶養義務は市民法により義理の両親にまで及び，公的介護サービスは整備されていない（Van Hooren，2008a）。このような家族主義の強さは，補完性原理等のカソリックの社会教説と密接な関係にあり（Esping-Andersen，1999），オーストリアでも，補完性原理に基づき，介護はまず家族が対応すべきものとされる（Schneider and Trukeschitz，2008）。ドイツでは，政治的にも，家族が家庭で介護することは当然として議論される（Lutz and Palenga-Möllenbeck，2010）。シンガポールでは，公的な介護保障制度はなく，高齢者の9割が子と同居して介護を受けており，親は両親世話法に基づき扶養義務を果たさない子を訴えることができる（Choon et al.，2008；Ting and Woo，2009）。台湾や韓国でも儒教思想が強く，親の扶養と介護は子の法的義務（台湾は老人福祉法，韓国は家族法）である（陳，2007；金，2008）。アメリカやカナダでは，介護を家族の責任として見ており，十分な公的介護サービスを提供していない（Michel and Peng，2012）。アメリカでは30州で子の責任が法定され，12州では扶養義務違反に罰則があり，カナダでも全州で扶養義務が法定されている（Ting and Woo，2009）。

次に，家族介護の意識と家事労働者の雇用の関係を見てみよう。まず，EUの世論調査による「親の心身の状態が悪化し，1人で生活することが困難になった場合，子と同居すべきと考える者の割合」を見ると，Aの国では大きく，親は家族が介護すべきと考える者が多いと推測される。イタリアでは，介護を行う家族の7割はどのような状況でも親を施設に入れたくないと考えており（Shutes and Chiatti，2012），家事労働者を自宅に住まわせることにより，家族介護の形に近づけることができる（Bettio et al.，2006）。ポルトガルでは，高齢者を可能な限り家族が介護することが望ましいと考えられており，家事労働者に対する需要が増加した（Wall and Nunes，2010）。シンガポールでは，施設入所に代えて家事労働者を雇うことにより親孝行をしたとみなされ（Huang et al.，2012），オーストリアでも，家事労働者を一種の家族とみなすことにより，家族介護の規範が守られている（Weicht，2010）。ドイツでは親を施設に入れることは社会的に拒否され（Lutz and Palenga-Möllenbeck，2010），台湾や韓国でも親不孝であるとして抵抗感が強い（陳，2007；金，2008）。台湾では，家事労働者の雇用は，伝統的規範を維持しつつ介護を外部化できる，社会的に認められた選択肢である（安里，2008）。アメリカでも，家事労働者の雇用は家族介護の代替措置と考えられている（Michel and Peng，2012）。

他方，Cのうち北欧では，介護サービスが整備され，脱家族化が進んでいる。スウェーデンでは介護サービスが女性就労を支え，家族が介護の第一義的責任を負うことは期待されない（Lyon and Glucksmann，2008）。デンマークでは，家族は自らを介護者と考えておらず，その役割は高齢者の社会活動を支援することであり（Schulz，2010），ノルウェーでも，家族の役割は自ら介護を提供することではなく，適切な介護サービスを確保することである（Mestheneos and Triantafillou，2005）。なお，Cの中でも，Esping-Andersenによる「自由主義的福祉レジーム」に属するイギリスやオーストラリアでは，家族が介護する時間は比較的長いが，これは介護が私的責任の範疇と考えられているためである（Esping-Andersen，1999）。

このように，家族主義が強い国では，子が親を介護すべきという社会規範があり，介護サービス

［表 2］外国人家事労働者の増加に関係すると考えられる要因

外国人家事労働者	国・地域	家族主義			介護サービス		女性労働	
		①法的な親の扶養義務	②親が1人で生活できなくなった場合，子どもと同居すべきと考える者の割合（%）	③家族介護者のうち週20時間以上介護する者の割合（%）	④65歳以上の者のうち介護施設を利用する者の割合（%）	⑤介護サービス（現物）の1人当たり実質公的支出（PPP，米ドル）	⑥労働力率（%）	⑦労働力率の増加（%ポイント）
			2007	2007	2009 頃	2008	2008	1990 － 2008
多い（A）	スペイン	あり	39	52	1.3	166	66	34
	イタリア	あり	28	39	—	43	61	21
	ギリシャ	あり	49	45	—	19	60	19
	オーストリア	あり	17	30	—	229	80	17
	ドイツ	あり	25	30	3.8	162	82	23
	シンガポール	あり	（多い）	（多い）	（小さい）	（小さい）	64	24
	台湾	あり	（多い）	（多い）	（小さい）	（小さい）	55	11
比較的多い（B）	ポルトガル	あり	44	—	0.9	1	77	20
	フランス	あり	18	27	4.3	84	83	18
	ベルギー	あり	17	32	6.7	155	71	32
	カナダ	あり	—	—	3.6	—	82	13
	アメリカ	あり（30 州）	—	34	3.9	4	76	5
	韓国	あり	（多い）	62	1.1	34	63	1
少ない（C）	イギリス	なし	20	27	—	256	80	8
	オランダ	なし	4	25	6.6	328	77	31
	デンマーク	なし	7	15	4.5	967	87	3
	フィンランド	なし	7	—	4.8	330	89	2
	ノルウェー	なし	—	—	5.6	848	84	5
	スウェーデン	なし	4	13	5.9	1371	88	-3
	ニュージーランド	なし	—	—	5.3	0	82	8
	オーストラリア	なし	—	27	7	263	77	16
日本		あり	（多い）	［34］	2.8	398	74	5
22 か国の平均		—	21	33	4.3	298	75	14

（注）　　は，平均を上回る部分及び「あり」と記載した部分。②～⑤のシンガポール，台湾，韓国，日本の括弧書は，筆者の判断により記載。③の日本は平成 22 年度国民生活基礎調査による「主に介護をしている者の，ほとんど終日又は半日程度介護する者の割合」であり，他と単純に比較できないため，22 か国の平均からは除外。⑤・⑫は OECD の社会支出における高齢と障害を合わせたもの。⑦のオーストリアは 1994 ～ 2008 年の増加。⑧のシンガポール・台湾は 15 ～ 64 歳の数値。⑪のドイツの（あり）は，東欧の EU 加盟の際，東欧国民の域内移動の自由が認められるまでの間の特別な受入れを意味する。

(45～54歳)	高齢化（75歳以上）		入国管理	現金給付		労働規制		社会保険
⑧パートタイム労働比率（%）	⑨高齢化率（%）	⑩高齢化率の増加（%ポイント）	⑪家事労働者を合法的に受け入れるための特別なルート	⑫現金給付の1人当たり実質公的支出（PPP，米ドル）	⑬要介護者向けの使途の規制がない又は緩やかな現金給付（主要なもの）	⑭週労働時間上限の適用	⑮最低賃金の適用	⑯社会保険料のGDP比（%）
2008	2008	1990－2008		2008	2008			2008
19	8.3	2.7	あり	105	あり	あり	あり	13
30	9.7	3.1	あり	436	あり	あり	あり	14
13	8.7	2.7	あり	152	あり	なし	なし	13
29	7.9	1.0	なし	281	あり	一部あり	あり	16
41	8.5	1.4	(あり)	275	あり	なし	なし	17
14	3.3	1.1	あり	—	あり	なし	なし	—
13	4.5	2.6	あり	—	あり	なし	なし	—
11	8.3	3.0	なし	20	なし	一部あり	あり	12
21	8.7	2.0	なし	233	なし	あり	あり	18
38	8.6	1.9	なし	64	あり	なし	あり	16
20	6.5	1.9	あり	0.3	なし	州による	州による	4
11	6.0	0.0	なし	132	州による	あり	あり	7
11	3.6	2.0	あり	76	なし	なし	なし	6
34	7.2	0.0	なし	416	一部あり	なし	あり	8
62	6.8	1.3	なし	—	なし	あり	あり	15
14	7.0	0.0	なし	73	なし	なし	なし	2
7	7.8	2.2	なし	80	あり	一部あり	なし	12
24	7.4	0.4	なし	65	あり	なし	なし	9
14	8.7	0.7	なし	5	なし	あり	なし	9
29	5.8	1.3	なし	436	あり	あり	あり	1
33	6.2	1.9	なし	56	なし	あり	あり	0
36	10.4	5.5	なし	35	なし	なし	なし	11
24	7.3	1.8	—	155	—	—	—	10

（出典）　①はMestheneos and Triantafillou (2005)；陳 (2007)；Ting and Woo (2009) 等，②はSpecial Eurobarometer 283/Wave 67.3，③・④はOECD（2011），⑤～⑩・⑫・⑯はOECD Stat，⑪はFedyuk et al.（2014）；FRA（2011）；安里（2008）等，⑬はOECD（2011）；Bettio and Verashchagina（2010）等，⑭・⑮はILO（2013）等による。ただし，台湾とシンガポールの⑥～⑩は政府統計。

が整備されない傾向があるため，家族介護が難しくなると，その代替策として家事労働者を雇うことになると考えられる。他方，家族主義が弱い国では，そのような規範意識も弱く，家事労働者を雇う必要性も小さい。北欧で家事労働者への需要が小さい理由の一つは，介護が公的に提供されるためである（ILO，2013）。

第２に，女性就労については，次のように考えられる。一般的には，介護時間が短ければ，短時間労働で対応しうるが，介護時間が長いと，フルタイム労働は難しく，短時間労働さえ難しくなる。オランダでは，女性労働力率は大幅に上昇したが，一定の介護サービスが存在することに加え，多様な働き方が可能であるため，親の介護が必要となっても短時間労働で対応できた（Lyon and Glucksmann，2008）。オーストラリアでも，同様であった可能性がある（OECD，2011）。他方，長時間介護を行う者が多い南欧や東アジアでは，介護を担う中年女性の労働力率は低く，短時間労働比率も低い。シンガポールでは，親を介護する場合，退職するか労働時間を短縮する（Choon et al.，2008）。韓国でも同様であるが，前者を選ぶ傾向がある（OECD，2011）。ギリシャでも，女性労働力率の低さはその介護等の義務と関係する（Lyberaki，2008）。このように，南欧や東アジアの国では，女性の家族的責任が重視され，女性労働力率は他の地域より低い状況にあったが，近年，大きく増加した。これらの国では介護サービスの水準は低く，女性の就労意欲が高まったとしても直ちに整備が進むわけではないため，家事労働者の需要につながったのではないかと考えられる。そこで，家事労働者の増加と女性労働力率の増加との関係について見てみよう。図１は，13か国の 2000 ～ 2008 年の合法的家事労働者の人口比の増加と女性労働力率の増加との関係を示したものである。データの制約から精緻な計量分析は難しいため，単回帰分析の結果を示したが，強い関連性が見られる。なお，韓国では，女性労働の多くは非正規で，女性労働力率は大きく増加しなかったため，家事労働者は必要とされなかった（Lee，2006）。

第３に，高齢化については，その進行はＡ・Ｂでは速い国，Ｃでは緩やかな国が多いが，75 歳以上人口の割合（高齢化率）は各国様々である。高齢化が進めば，介護ニーズは大きくなるが，主

図１　合法的家事労働者（人口比）と女性労働力率の関係

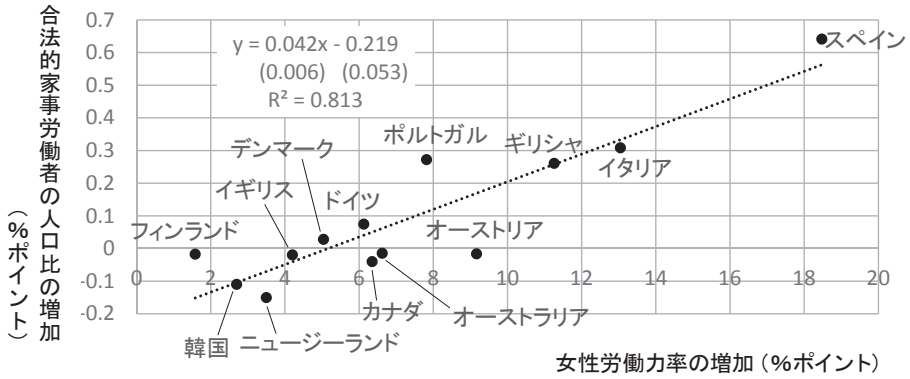

（注）　データがとれる 13 か国の 2000（オーストラリアは 2001）年から 2008 年までの合法的家事労働者数の人口比の増加と女性労働力率（45 ～ 54 歳）の増加の関係を見たもの。( ) 内は標準誤差。
（出典）　ILO（LABORSTA）及び OECD のデータにより筆者作成。

に介護サービスで対応する国では，家事労働者の需要にはつながらない。

以上から，高齢化が進めば直ちに家事労働者の需要が増加するわけではなく，家族主義が強く，介護サービスが整備されていない国では，女性就労が増加すれば，家事労働者の需要が増加すると考えられる。

3 「外国人」の増加要因

次に，家事労働者の中でも特に外国人が増加した要因を考察する。

ニュージーランドのような移民国家を除けば，一般的には，外国人が増加する前は，家事労働者の多くは国内の農村出身の女性であった。例えば，イギリスでは，18 ～ 19 世紀に産業化や中産階級の出現により，農村女性が一般家庭で家事労働者として働き始めた（Cox，2006）。ポルトガルでは，女性が住込みで働く伝統があり，今でも自国民が家事労働者の多数を占めるが，女性就労の増加に伴い，住込みを嫌がらない教育水準の低い女性の労働市場が形成されるとともに，外国人労働者が流入してきた（Wall and Nunes，2010）。ギリシャでは，1950 ～ 60 年代，都市部の中所得層が出稼ぎ労働者を家事労働者として雇ったが，今では外国人女性が介護ニーズに対応している（Lyberaki，2008）。

近年の外国人の増加について検討するに当たり，外国人家事労働者の実情を見ておくと，言語や文化の理解が難しいという指摘はあるものの，一般的には，勤勉で思いやりがある，信頼できる，長時間や夜間の勤務も行う等の理由で雇主の評価は高い（Hussein et al.，2011；ILO，2013；IOM，2010）。そして，自国の労働者よりも低い賃金で雇用できることが実際の需要につながっている。家事労働者の労働条件は，家庭との交渉や仲介機関によって決められるが，後述のとおり現金給付制度があったとしても，家庭の支払能力が低いこと等から，低賃金とならざるを得ない状況が見られる。韓国では，住込み外国人の賃金は国内出身者の 8 割以上と高いため，需要が増えなかった一因であるが（Lee，2006），一般的にはかなり低い。台湾では，合法的な外国人家事労働者の賃金は，国内出身者の 3 分の 1 であり（大野，2010），イタリアの不法就労の未経験の住込みの場合，賃金は全産業平均の 4 割の水準である（Bettio and Verashchagina，2010）。しかし，それでも，入国後間もない外国人は，働き口が見つかりやすい家事労働を選ぶ傾向がある（Eurostat，2011）。

ただし，外国人は自由に各国に入国し，家庭で働くことができるわけではない。外国人家事労働者が増加してきた背景には，それを許容又は促進している政策や制度があると考えられる。具体的には，入国管理政策，現金給付制度及びその他の制度（労働者保護制度，社会保険）である［表 2］。

第 1 に，入国管理については，EU 諸国に EU 域内から入国する場合を除き，外国人が家事労働者として入国・就労するルートは，次のように整理することができる。①と②が A と B の一部で，③が B と C で見られる。

①家事労働者を合法的に受け入れるための特別なルート

イタリアでは，2008年，外国人労働者の受入れにおける職業ごとの数量割当制度について，他の職業への割当を廃止する一方，家事労働者の割当人数を引き上げた（Fedyuk et al.，2014）。スペインでも，家事労働は不足職業リストに掲載されており，職業別の労働許可の割当対象となる。これらの国では，家庭での家事労働者への需要を理解し，割当制度を通じて入国を認めてきた（中島，2012）。ギリシャでも，自治体に配分された外国人労働者受入れ枠の9割以上を家事労働者が占める（FRA，2011）。ドイツでは，東欧諸国のEU加盟の際，労働者の域内移動の自由が制限された経過措置期間において家庭が東欧出身者を雇用しようとする場合，連邦雇用庁による斡旋が行われていた（Hugo，2009）。シンガポールは，女性の労働参加を促すため，1978年に外国人家事労働者の受入計画を策定し，受入れを開始した（安里，2006）。台湾も，介護と就労の両立支援のため，1992年から受入れを行ってきた（安里，2008）。カナダでは，女性就労拡大に対応して，1992年に住込みケアギバープログラムを導入し，家事労働者の計画的な受入れを行っている（Bourgeault et al.，2009）。韓国では，2002年から韓国系中国人に限って家事労働者の受入れ（特例雇用許可）を開始した（労働政策研究・研修機構，2007）。

②不法就労を通じて家事労働に就くルート

このルートは，南欧，ドイツ，オーストリア等で見られる。イタリアには割当制度があるものの，行政手続に時間がかかるため，不法滞在者が雇われる傾向がある（Castagnone et al.，2013）。また，家事労働への需要増，不法就労機会の紹介斡旋が行われる闇市場や移民社会のネットワークの存在はもとより，正規化を繰り返したことは，次の正規化の機会への期待を高め，強いプル要因となった（Bettio et al.，2006）。欧州では，1990～2008年の間，ギリシャで6回，スペイン，ポルトガルとイタリアで5回，オーストリアで2回，不法就労者を対象に正規化プログラムが実施され（Brick，2011），多数の家事労働者が合法化された。イタリアでは，福祉における家族の重要性が強調されつつ，正規化の際，家事労働者が優遇されてきた（宮崎，2013）。ドイツには，現在，非EU出身者が家事労働者として合法的に入国するルートはないが，「家族の中の移民モデル」は公然の秘密であり，不法就労者に対する規制が求められることはない（Lutz and Palenga-Möllenbeck，2010）。

③その他のルート

①のような特別な配慮がない場合，入国管理における家事労働者の扱いは様々である。フランスでは労働市場テストが厳しく運用されているため労働許可の申請は困難であり（Hugo，2009），ベルギーでは国内で探すことが難しい住込み労働者に限って労働許可を行っている（FRA，2011；Michielsen et al.，2013）。アメリカには，合法的に入国するルートはない（Martin et al.，2009）。それにもかかわらず，これらの国に多数の外国人家事労働者が存在するのは，フランスやベルギーでは旧植民地から流入した移民が，アメリカでは難民，家族再統合等の理由で入国した者が家事労働に就いているためである（Condon et al.，2013；Martin et al.，2009）。また，スウェーデンやニュージーランドでは，家事労働者は他の労働者と同様に労働許可を申請できるが（Callister et

al.，2009；FRA，2011），イギリスやオーストラリアでは，外交官等の帯同者を除き，入国は認められない（Hugo，2009）。

このように，家事労働者に対する需要が大きい国では，既に国内に家事労働に就く外国人が十分存在している場合を除き，明示的又は黙示的な入国管理政策により，不法就労者を含め，外国人労働者の供給が確保されてきた。南欧では，外国人家事労働者の合法化に努力する一方，不法就労者の流入を止めることはなかった。東アジアやカナダでは，受入数を需要に応じてコントロールしている。ドイツでは，介護需要と財政制約の解決策として不法就労の実態を意図的に無視してきた（Lutz and Palenga-Möllenbeck，2010）。形は異なるが，いずれも公的介護サービスが十分でないまま，介護を必要とする家庭のニーズを踏まえて採られた対応であり，外国人家事労働者は，経済的かつ実用的で，イデオロギー的にも望ましい，政治的解決を図るための手段となる（Huang et al.，2012）。

第2に，現金給付制度である。多くの国で，要介護状態を要件とする現金給付制度が存在するが，その仕組みも家事労働者の雇用に影響すると考えられる。給付対象は要介護者又は家族介護者であり，前者の場合，家族の就労意欲が強いと，家事労働者の雇用につながり，後者の場合には，介護の機会費用を低下させ，家族介護が促進される。支給形態には金銭の支給と使途制限のあるバウチャーがあり，前者の場合，誰をどのように雇うか要介護者等が自ら決められるため，合法的就労者はもとより，不法就労者であっても外国人を自由に雇用することができるが，後者では，指定事業者等から選ぶ必要があるため，不法就労外国人の雇用は困難となる。

要介護者向けの規制のない現金給付がある国は，Aで多い。シンガポールや台湾では，自国民よりも低賃金で雇うことができる外国人家事労働者が合法的に入国するが，現金給付はその賃金支払いのために自由に使用できる（Choon et al.，2008；Nadash and Shih，2013）。スペインでは，現金給付は介護サービスが入手困難な場合の例外であるが，自治体にとってサービスを自ら整備するよりも安価であり，家庭も外国人の雇用を希望するため，現金が好まれる（Bettio and Verashchagina，2010）。イタリアでは規制のない現金が普遍的に支給されるが，住込み労働者を合法的に雇うには十分な額でないため，低賃金の不法就労外国人が雇用される（Bettio and Verashchagina，2010）。ドイツの介護保険でも要介護者が選択できる現金給付に規制はないが，現物給付の半分の価値しかないため，不法就労外国人の雇用が増加した（OECD，2011）。2007年に不法就労家事労働者が正規化される以前のオーストリアでも，同様であった（Schneider and Trukeschitz，2008）。

他方，B・Cには，現金給付がある場合でも，受給者に適正な支出を求めるための規制が見られる。フランスのバウチャーは，家事労働分野での若年労働者の雇用促進と専門職化を目的として導入され，ケアプランに沿って支出される（Condon et al，2013）。ベルギーでは，バウチャーの導入により家事労働者の雇主が家庭からバウチャー会社に移り，合法的就労が促進された（Michielsen et al.，2013）。イギリスのダイレクト・ペイメントでは家事労働者の雇用には契約が必要であるため，また，オランダの介護保険による現金給付でも契約と支払実績の説明を要するため，両国では不法就労は少ないと指摘されている（Cangiano et al.，2009；Van Hooren，2008b）。

したがって，規制のない現金給付は，外国人，特に不法就労者の雇用につながる可能性があると言えよう。

第3に，その他の制度のあり方である。まず，労働者保護制度については，外国人を含む合法的家事労働者に対し労働時間規制や最低賃金を適用する国と適用除外とする国がある。台湾では，外国人家事労働者（外国人看護工）は住込みで夜間・休日も働くが（陳，2007），賃金上昇を懸念する家庭に配慮し，労働基準法を適用していない（大野，2010）。シンガポールでは，9割以上が外国人である家事労働者には雇用法や労災補償法が適用されず，週労働時間の上限などの規制がない（労働政策研究・研修機構，2015）。このような国では，外国人家事労働者の労働コストが抑制されるため，家庭での雇用が促進される可能性がある。次に，社会保険制度も，意図的ではないにせよ，外国人の増加に影響した可能性がある。A・Bでは，社会保険が社会保障制度の中心である国が多く，労使（家事労働者と家庭）とも保険料負担は大きい。この負担を逃れるため不法就労の形態が選ばれる可能性があるが，不法就労に従事するのは概ね外国人である。イタリアでは，労使双方の保険料負担の重さが不法就労外国人家事労働者増加の一因であった（宮崎，2013）。また，2007年に正規化が行われたオーストリアでは，正規化により保険料負担等が増加するのであれば不法就労はなくならないため，家事労働者を雇用する家庭への助成制度が設けられた（松本，2011）。

以上を整理すると，Aの国で不法就労を含む外国人の家事労働者が増加した要因としては，入国管理政策による外国人労働者の受入れや使途制限のない現金給付の存在が考えられ[(4)]，労働者保護制度の非適用や社会保険料負担の重さも影響している可能性がある。

4　国際比較の中の日本

これまでの分析結果をまとめると，先進国での外国人家事労働者の増加要因は，次のとおり考えられる。第1に，家族主義が強い国では，介護サービスが整備されておらず，女性就労が増加し，家族介護が困難になれば，家事労働者に対する需要が増加する。第2に，家族主義が強い国では，介護を必要とする家庭のニーズに応じて入国管理が行われ，不法就労者を含む外国人家事労働者の供給が確保される。また，家庭のニーズに応じた規制のない現金給付は，不法就労者を含め，家庭での外国人家事労働者の雇用を促進する。第3に，労働者保護制度や社会保険制度のあり方も外国人家事労働者の増加につながる可能性がある。

このような結果を日本に当てはめてみる。日本では，大正時代に女中（住込みの家事使用人）が定着し，1930年代には，農村出身者を中心に就労女性の6人に1人が女中であった（尾高，1989）。その後，労働条件の悪さによる女中不足を背景として，派出婦（通勤又は住込みの業務内容や報酬が明確化された臨時の手伝い）が増加した。戦後，派出婦は家政婦と名を変えたが，その

(4)　家事労働者に占める自国民の割合が大きいポルトガルは，南欧の中でも独自の位置を占める。家族主義は強いが，歴史的経緯により女性就業率は既に高い水準にあるため，外国人の受入れを積極的に行っているわけではなく，日本の介護保険での議論と同様，ジェンダー平等を確保する観点から現金給付も少ない（Bettio and Verashchagina，2010；Tavora，2012）。

うち病院付添婦は看護師にとって代わられ，一部は介護福祉士に移行した（野澤，2009）。現在の家政婦数は 1.6 万人（2010 年）であり，主に高所得層の家庭で雇われている。業務の中心は，高齢者等の介助や家事支援であるが，現在，この分野でも請負や派遣などの家事代行サービスが増加しつつある。外国人家事労働者には，外交官等への帯同（2012 年 1,290 人）を除けば在留資格はなく，不法就労者もほとんどいない。

しかし，他国と比較すると，この状況は特異である。前述のとおり，様々な先行研究において，日本は家族主義が強い国と指摘されてきた。介護サービスもある程度整備されてきたが，在宅介護が奨励されており，施設利用率は低い（表 2 参照）。親との同居は減ったとはいえ（2012 年 35%），親の施設入所に罪悪感を持つ者もいる（井上，2010）。他方，近年，中年女性の就業率はほとんど増加しておらず，短時間労働比率も高い。つまり，家族主義が強く，家事労働者が増加しやすい素地を持つ点は，A の国々と同じであるが，韓国と同様，女性就労は増加せず，無業又は短時間労働の女性が介護を担ってきたため，家事労働者の需要は増加せず，外国人労働者の導入が議論されることもなかった。

日本では，今後，高齢化が一層進むが，介護支出の抑制方針が示されており，施設入所は要介護 3 以上に重点化された。生活保護のように扶養義務を強化する動きもあり，家族の負担が増す可能性がある。他方，成長戦略の一環として，女性の活躍が期待されている。これを実現しようとすれば，家族主義が強く，介護サービスが未整備でありながら，女性就労が大きく増加した A の状況に近づくことになり，外国人家事労働者に対する需要が増加する可能性がある。ただし，現状では，家事労働者は労働基準法の適用から除外されている一方，家庭が自由に家事労働者を雇うことができる現金給付は存在しない。今後，国家戦略特別区域での対応にとどまらず，より多くの外国人家事労働者を受け入れようとする場合には，労働基準法の適用などの労働者保護制度のあり方や家事労働者の雇用を介護給付の対象にするかどうかといった介護制度のあり方について議論が生じることも予想される。

おわりに

本研究では，多国間比較により，先進国における外国人家事労働者の増加要因の一般化を図り，それを踏まえて日本の現状を考察した。外国人家事労働者が多い国の特徴は強い家族主義であり，介護サービスが整備されないまま，女性就労が増加する中で，介護を必要とする家庭のニーズに応えるため，入国管理政策により不法就労者を含む外国人家事労働者の供給が確保されるとともに，使途制限のない現金給付などにより家庭での雇用が支援されている。日本でも，外国人家事労働者が多い国々と似た状況が見られるが，これまで女性就労の増加が小さかったため，家事労働者への関心が高まることはなかった。しかし，今後，少子高齢化と財政制約を背景として，家族介護（自助）と女性就労を同時に奨励するのであれば，外国人家事労働者の受入れが選択肢となる可能性がある。その場合，各国の経験を踏まえると，労働者保護制度や介護制度のあり方，不法就労防止策など検討すべき課題が多い。

最後に，本研究では，データの制約のため推計値に大きく依存することになった。データの一層

の収集を行い，分析の精度を高めていくことが必要である。また，本研究は受入国の現状の比較であるが，長期的な家族主義の強さの変化や送出国側の発展段階を組み合わせて検討すれば，新たな発見を行うことができると思われる。今後の課題としたい。

（いとう・よしのり　埼玉県立大学保健医療福祉学部教授）

【謝辞】　本稿の執筆に当たり，匿名の査読者及び編集委員会から多くの有益なコメントをいただいた。また，安藤道人氏（国立社会保障・人口問題研究所）ほか一橋大学世代間問題研究会の出席者から助言を受けた。記して感謝申し上げたい。

【引用文献】

Arango, J., M. D. Gorfinkiel and D. Moualhi (2013) *Promoting Integration for Migrant Domestic Workers in Spain*, ILO.

Avista Consulting Ltd. (2009) *Report Skills for Care Desk Research: Mirant Workers in Adult Social Care in England*, Skills for Care.

Bettio, F., A. Simonazzi and P. Villa (2006) "Change in Care Regimes and Female Migration: the 'Care Drain' in the Mediterranean," *Journal of European Social Policy*, 16(3): 271-285.

Bettio, F. and A. Verashchagina (2010) *Long-Term Care for the Elderly: Provisions and Providers in 33 European Countries*, European Commission.

Biffl, G. (2011) *Migration and Labour Integration in Austria, SOPEMI Report on Labour Migration Austria 2010-11*, Danube University Krems.

Bourgeault, I., J. Atanackovic, J. LeBrun, R. Parpia et al. (2009) *The Role of Immigrant Care Workers in an Aging Society: The Canadian Context & Experience*, University of Ottawa.

Brick, K. (2011) *Regularization in the European Union: The Contentious Policy Tool*, Migration Policy Institute.

Callister, P., J. Badkar and J. Williams (2009) "Paid Caregivers and Domestic Workers: Some Policy Issues in Relation to Meeting Future Demand in New Zealand," *Policy Quarterly*, 5(3): 38-43.

Cangiano, A., I. Shutes, S. Spencer and G. Leeson (2009) *Migrant Care Workers in Aging Societies: Report on Research Findings in the UK*, University of Oxford.

Carls, K. (2012) *Decent Work for Domestic Workers: the State of Labour Rights, Social Protection and Trade Union Initiatives in Europe*, ACTRAV/ITC-ILO.

Castagnone, E., E. Salis and V. Premazzi (2013) *Promoting Integration for Migrant Domestic Workers in Italy*, ILO.

Choon, C., S. Shi'en and A. Chan (2008) *Feminization of Ageing and Long Term Care Financing in Singapore*, National University of Singapore.

Condon, S., E. Lada, A. Charrault and A. Romanini (2013) *Promoting Integration for Migrant Domestic Workers in France*, ILO.

Cox, R. (2006) *The Servant Problem: Domestic Employment in a Global Economy*, I. B. Tauris.

Di Santo, P. and F. Ceruzzi (2010) *Migrant Care Workers in Italy: A Case Study*, INTERLINKS.

Esping-Andersen, G. (1999) *Social Foundations of Post Industrial Economies*, Oxford University Press.

Eurostat (2011) *Migrants in Europe: Statistical Portrait of the First and Second Generation*, EU.

Fedyuk, O., A. Bartha and V. Zentai (2014) *Migrant Domestic Care Workers: State and Market-based Policy Mix*, NEUJOBS.

FRA (2011) *Migrants in an Irregular Situation Employed in Domestic Work: Fundamental Rights Challenges for the European Union and Its Member States*, FRA.

Geerts, J. (2011) *The Long-Term Care Workforce: Description and Perspectives*, ANCIEN.

Huang, S., B. Yeoh and M.Toyota (2012) "Caring for the Elderly: the Embodied Labour of Migrant Care Workers in Singapore," *Global Networks*, 12(2): 195-215.

Hugo, G. (2009) "Care Worker Migration, Australia and Development," *Population, Space and Place*, 15: 189-203.

Hussein, S., M. Stevens and J. Manthorpe (2011) "What Drives the Recruitment of Migrant Workers to Work in

Social Care in England?" *Social Policy and Society*, 10(3): 285-298.

ILO (2013) *Domestic Workers across the World: Global and Regional Statistics and the Extent of Legal Protection*, ILO.

International Organization for Migration (IOM) (2010) *The Role of Migrant Care Workers in Ageing Societies: Report on Research Findings in the United Kingdom, Ireland, Canada and the United States*, IOM.

Lee, H-K. (2006) "Migrant Domestic Wokers in Korea: The Effects of Global Householding on Korean-Chinese Domestic Workers," *IDPR*, 28(4): 499-514.

Lutz, H. and E. Palenga-Möllenbeck (2010) "Care Work Migration in Germany: Semi-Compliance and Complicity," *Social Policy and Society*, 9: 419-430.

Lyberaki, A. (2008) *"Deae ex Machina" : Migrant Women, Care Work and Women's Employment in Greece*, The Hellenic Observatory.

Lyon, D. and M. Glucksmann (2008) "Comparative Configurations of Care Work across Europe," *Sociology*, 42: 101-118.

Martin, S., L. Lowell, E. Gozdziak, M. Bump et al. (2009) *The Role of Migrant Care Workers in Aging Societies: Report on Research Findings in the United States*, Institute for the Study of International Migration.

Mestheneos, E. and J. Triantafillou (2005) *Supporting Family Carers of Older People in Europe – the Pan – European Background*, EUROFAMCARE.

Michel, S. and I. Peng (2012) "All in the Family? Migrants, Nationhood, and Care Regimes in Asia and North America," *Journal of European Social Policy*, 22: 406.

Michielsen, J., R.Willems, W. Nouwen and S. Jalhay (2013) *Promoting Integration for Migrant Domestic Workers in Belgium*, ILO.

Nadash, P. and Y.-C. Shih (2013) "Introducing Social Insurance for Long-Term Care in Taiwan: Key Issues," *International Journal of Social Welfare*, 22: 69-79.

OECD (2011) *Help Wanted? Providing and Paying for Long-Term Care*, OECD.

OECD (2012) *International Migration Outlook 2012*, OECD.

Passel, J. and D. Cohn (2009) *A Portrait of Unauthorized Immigrants in the United States*, Pew Research Center.

Schneider, U. and B. Trukeschitz (2008) *Changing Long-Term Care Needs in Ageing Societies: Austria's Policy Responses*, Vienna University of Economics and Business.

Schulz, E. (2010) *The Long-Term Care System for the Elderly in Denmark*, ANCIEN.

Schwenken, H. and L. Heimeshoff (ed.) (2011) *Domestic Workers Count: Global Data on an Often Invisible Sector*, Kassel University Press.

SFI (The Danish National Centre for Social Research) (2011) *LIVINDHOME*, SFI.

Shutes, I. and C. Chiatti (2012) "Migrant Labour and the Marketisation of Care for Older People: The Employment of Migrant Care Workers by Families and Service Providers," *Journal of European Social Policy*, 22: 392-405.

Tavora, I. (2012) "The Southern European Social Model: Familialism and the High Rates of Female Employment in Portugal," *Journal of European Social Policy*, 22(1): 63-76.

Ting, G. and J. Woo (2009) "Elder Care: Is Legislation of Family Responsibility the Solution?" *Asian Journal of Gerontology & Geriatrics*, 4(2): 72-75.

Van Hooren, F. (2008a) *Welfare Provision beyond National Boundaries: The Politics of Migration and Long Term Elderly Care in Italy*, Migration Working Group European University Institute.

Van Hooren, F. (2008b) *Bringing Policies back in: How Social and Migration Policies Affect the Employment of Immigrants in Domestic Care for the Elderly in the EU-15*, Paper prepared for international conference at SFI, Copenhagen, 26-28 June 2008.

Van Hooren, F. (2012) "Varieties of Migrant Care Work: Comparing Patterns of Migrant Labour in Social Care", *Journal of European Social Policy*, 22: 133-147.

Wall, K. and C. Nunes (2010) "Immigration, Welfare and Care in Portugal: Mapping the New Plurality of Female Migration Trajectories," *Social Policy and Society*, 9(3): 397-408.

Weicht, B. (2010) "Embodying the Ideal Carer: the Austrian Discourse on migrant Carer," *International Journal of*

Aging and Later Life, 5(2): 17-52.
安里和晃（2006）「東アジアにおける家事労働の国際商品化とインドネシア人労働者の位置づけ」『異文化コミュニケーション研究』18 号，1-33 頁。
安里和晃（2008）「介護者としての外国人労働者と結婚移民―台湾における高齢者・障碍者の家族介護の変容―」『異文化コミュニケーション研究』20 号，43-77 頁。
井上修一（2010）「特別養護老人ホーム入居者家族が抱く迷いと緩和に関する研究」『人間関係学研究』12，11-26 頁。
大野俊（2010）「岐路に立つ台湾の外国人介護労働者受け入れ：高齢者介護の市場化と人権擁護の狭間で」『九州大学アジア総合政策センター紀要』5 号，69-83 頁。
尾高煌之助（1989）「女中の時代」中村隆英・尾高煌之助編『二重構造』岩波書店。
落合恵美子（2013）「ケアダイヤモンドと福祉レジーム」落合恵美子編『親密圏と公共圏の再編成―アジア近代からの問い―』京都大学学術出版会。
金貞任（2008）「韓国の介護保障」増田雅暢編『世界の介護保障』法律文化社。
新川敏光（2011）「福祉国家変容の比較枠組み」新川敏光編著『福祉レジームの収斂と分岐』ミネルヴァ書房。
陳真鳴（2007）「台湾における外国人サービスとホームヘルパー」『日本台湾学会報』9 号，217-230 頁。
中島晶子（2012）『南欧福祉国家スペインの形成と変容』ミネルヴァ書房。
野澤貴代子（2009）「家事労働の家族外部化の変遷―家政婦を中心に分析―」『東洋大学大学院紀要』46，191-205 頁。
松本勝明（2011）『ヨーロッパの介護政策』ミネルヴァ書房。
宮崎理枝（2013）「移住家事・ケア労働者とその非可視性―2000 年代後半のイタリアの事例から―」『大原社会問題研究所雑誌』653 号，23-39 頁。
宮本太郎・イト＝ペング・埋橋孝文（2003）「日本型福祉国家の位置と動態」G. エスピン・アンデルセン編，埋橋孝文監訳『転換期の福祉国家』早稲田大学出版会。
労働政策研究・研修機構（2007）「アジアにおける外国人労働者受入れ制度と実態」労働政策研究報告書 81。
労働政策研究・研修機構（2015）「主要国の外国人労働者受入れ動向：シンガポール」（http://www.jil.go.jp/foreign/labour_system/2015_01/singapore.htm）。